

庄内町告示第182号

令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和5年9月6日

庄内町長 富 樫 透

令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年度山形県低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金交付要綱(令和5年7月21日付け地福第457号山形県健康福祉部長通知)に基づき、町が低所得世帯の生活の安定と経済的負担の軽減を図るため、冬季の暖房のための灯油購入費の一部を助成する令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業(次条及び第3条において「助成事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

第2条 助成事業の対象となる世帯(以下この条及び第4条において「対象世帯」という。)は、世帯主及び当該世帯主と生計を一にする世帯員(令和5年10月1日現在において本町が備える住民基本台帳に記録され、かつ、現に居住する者に限る。以下この条及び第4条において「世帯構成員」という。)の令和5年度の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割(以下この条及び第4条において「市町村民税」という。)が課されていない者のみで構成されている世帯であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者(令和6年3月31日現在で満65歳以上の者をいう。)のみで構成されている世帯
- (2) 重度心身障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級若しくは2級に該当するもの、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳Aの交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で精神障害者保健福祉手帳障害等級の判定基準について(平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知)の別紙に定める1級に該当するものをいう。)が属する世帯
- (3) 所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する寡婦又はひとり親であって、現に子(令和5年4月1日現在で満18歳未満の者をいう。)を扶養しているものの属する世帯
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特別の事情があり適当と認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象世帯としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯
 - (2) 次に掲げる者のみで構成される世帯
- イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームに

入所している者

- ロ 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに入所している者
- ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行っている施設に入所している者
- ニ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設に入所している者
- ホ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設に入所している者
- へ 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床に入院している者
- ト 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17号に規定する共同生活援助を行っている施設に入所している者

- (3) 世帯構成員のいずれかが、令和5年度の市町村民税が課されている者の扶養親族等（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者、同項第8号に規定する控除対象配偶者、同項第9号に規定する扶養親族、同法第313条第3項に規定する青色事業専従者又は同条第4項に規定する事業専従者、同法第314条の2第1項第10号の2に規定する配偶者特別控除における配偶者をいう。）であるものを含む世帯
(助成の額等)

第3条 助成事業による助成の額は、1世帯当たり5,000円とする。

- 2 前項の規定による助成は、協同組合ギフト庄内町が発行する商品券（額面1,000円券3枚及び額面500円券4枚。第6条及び第7条において「商品券」という。）を支給することにより行うものとする。

(助成の申請)

第4条 前条の規定による助成を申請しようとする対象世帯の世帯主（次条において「申請者」という。）は、令和6年2月29日までに、令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯構成員又は当該世帯構成員を扶養している者が、令和5年1月1日に町内に住所を有していない場合は、令和5年度の市町村民税が課されていないことを証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、その結果を令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(商品券の支給)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下この条において「助成決定者」という。）に対する商品券の支給は、簡易書留郵便により行うものとする。

- 2 町長は、簡易書留郵便が返還された場合は、庄内町役場の窓口において商品券を支給することができる。この場合において、商品券を支給したときは、助成決定者から令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業に係る商品券受領書（様式第3号）を徴するものとする。

(不当利得の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により助成の支給を受けた者があるときは、当該助成の決定を取消し、既に商品券を支給しているときは、支給した商品券又は使用した商品券に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成申請書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所
氏名
電話

令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業による助成を受けたいので、令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業実施要綱第4条の規定により申請します。

世帯構成 員 の 状 況	氏 名	世帯主と の 続 柄	生 年 月 日	勤務先・学年等	備 考	
			世帯主	年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
特記事項						

同 意 書

令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業の対象世帯の要件を審査するため、私及び私の世帯全員の税務資料を閲覧することに、同意します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

(注) 世帯構成員又は当該世帯構成員を扶養している者が令和5年1月1日に町内に住所を有していない場合は、令和5年度の市町村民税が課されていないことを証する書類を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業による助成について、助成（次の理由により却下）することに決定したので、令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業実施要綱第5条の規定により通知します。

（却下の場合はその理由）

様式第3号（第6条関係）

令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業に係る商品券受領書

商品券 1,000円×3枚
商品券 500円×4枚

上記の商品券を令和5年度庄内町冬の生活応援灯油購入費助成事業による助成として受領いたしました。

年 月 日

住所
氏名